

鳥取県告示第32号

次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成25年1月15日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 保安林予定森林の所在場所

東伯郡三朝町大字神倉字木長谷697、698、字上子谷804、大字下西谷字鍛冶屋谷507の2、507の3、大字上西谷字家ノ奥417、418の1、大字高橋字堂ノ谷71の1、71の3、字北谷650の1から650の3まで、大字東小鹿字上野1550の2、1554の1、1554の2

2 指定の目的

土砂の崩壊の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、三朝町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林・林業総室及び三朝町役場に備え置いて縦覧に供する。）